

令和 4 年 2 月 17 日 経営総務課作成

財政計画における令和 3 年度の実績（見込み）等について

1 財政計画と実績（見込み）との比較

(1) 水道事業

給水収益（水道料金収入）は、令和 3 年度においてもコロナ禍の影響が及ぶものと想定し、計画では約 20.7 億円と見込んだものの、令和 3 年 9 月の緊急事態宣言の解除に伴う社会経済活動の再開などにより、計画より 1.1 億円多い約 21.8 億円を見込んでいます。

なお、経営方針に基づき財政計画に示した 4 つの目標値と実績（見込み）との比較は、次のア～エのとおりです。

ア 料金回収率

給水単価と供給原価との関係を表した指標で、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外に、他の収入で賄われていることとなります。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
96.4%	98.0%	+1.6ポイント

イ 総収支比率

総費用（営業費用、営業外費用、特別損失）が総収益（営業収益、営業外収益、特別利益）でどの程度賄われているかを示す指標で、100%を下回る場合は、健全な経営とは言えません。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
105.1%	108.1%	+3.0ポイント

ウ 補填財源残高

資本的収支の不足を補うもので、自然災害等の理由により、給水収益が全く無くなっても、大規模修繕や企業債の償還、さらには新型コロナウイルスと同様の事態が発生しても柔軟に対応できるよう財源を確保しているものです。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
12 億 1,200 万円	14 億 6,100 万円	+2 億 4,900 万円

エ 企業債残高及び企業債残高対給水収益比率

借入額を償還額以下に抑えるプライマリーバランスの黒字の確保に努める等、将来世代への負担軽減を図ります。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
69億3,500万円	67億2,200万円	▲2億1,300万円
335.5%	308.3%	▲27.2ポイント

(2) 公共下水道事業

下水道使用料収入は、給水収益と同様にコロナ禍の影響が及ぶものと想定し、計画では約20.5億円と見込んだものの、令和3年9月の緊急事態宣言の解除に伴う社会経済活動の再開などにより、水道事業と同様に計画より0.5億円多い約21.0億円を見込んでいます。

なお、経営方針に基づき財政計画に示した5つの目標値と実績（見込み）との比較は、次のア～オのとおりです。

ア 経費回収率

下水道使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表した指標であり、経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が下水道使用料以外に、他の収入で賄われていることとなります。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
92.2%	94.3%	+2.1ポイント

イ 総収支比率

総費用（営業費用、営業外費用、特別損失）が総収益（営業収益、営業外収益、特別利益）でどの程度賄われているかを示す指標で、100%を下回る場合は、健全な経営とは言えません。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
109.5%	111.1%	+1.6ポイント

ウ 補填財源残高

資本的収支の不足を補うもので、自然災害等の理由により、下水道使用料収益が全く無くなっても、大規模修繕や企業債の償還、さらには新型感染症と同様の事態が発生しても柔軟に対応できるよう財源を確保しているものです。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
8億4,500万円	10億7,400万円	+2億2,900万円

エ 企業債残高及び企業債残高対使用料収入比率

借入額を償還額以下に抑えるプライマリーバランスの黒字の確保に努め、将来世代への負担軽減を図るものです。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
286億6,100万円	282億9,000万円	▲3億7,100万円
1,400.2%	1,349.7%	▲50.5ポイント

オ 一般会計からの繰入金

雨水処理に関する費用及び汚水処理に関する一部の費用を一般会計から繰り入れています。一般会計も年々厳しさを増していることに加え、受益と負担の原則から、総務省が示す基準を上回る一般会計からの繰入金を令和9年度末に解消するものです。

計画	実績（見込み）	比較（実績－計画）
2億円	2億9,300万円	+9,300万円

2 実績（見込み）等に基づく今後の財政計画及び料金改定について

財政計画における目標値においては、水道事業及び公共下水道事業ともに、実績（見込み）がほぼ目標値を上回る見込みであり、令和3年度も健全経営を維持できる見通しとなっています。

(1) 公共下水道事業

地方公営企業を適用してわずか5年であり、財政計画を持つ意義としては、安定した経営基盤の構築となります。

したがって、前述のとおり令和3年度の計画の目標値より実績（見込み）が上振れしてはいますが、一般会計からの基準外の繰入金が続いていることに加え、想定を上回る人口減少や、新東名サービスエリアの開設時期の遅れなどのマイナス要素も多数あることから、

事業環境に迅速かつ的確に対応するための財政計画に見直ししつつ、計画どおり令和5年4月の使用料改定を実施したいと考えています。

(2) 水道事業

公共下水道事業と同様に実績（見込み）が計画の目標値より上振れしており、安定的な経営基盤を持つ水道事業においては、料金改定の延期若しくは見送りも選択肢の一つとしてあり得ることとは思いません。

しかしながら、コロナ禍においては、基本料金の水準の低さ、社会経済活動の影響を受けやすい逡増性が持つリスクが顕在化し、令和2年度決算では10年ぶりに有収水量が増加したにもかかわらず、料金収入は減収するという事態となりました。（コロナ禍により顕在化した上下水道料金体系の課題は資料2-2を参照してください。）

つきましては、コロナ禍で顕在化した課題等を踏まえ、今後も、全ての市民に将来に渡って安全で安心して使用することのできる水道水の供給を継続していくために、公共下水道事業と同様に財政計画を見直ししつつ、社会経済活動の影響を受けにくい料金体系に見直しを検討することも含め、計画どおり令和5年4月の料金改定を実施したいと考えています。

3 自己水率の低下抑制が財政計画に与える影響について

資料3-1、3-2、3-3で詳細を説明している「自己水率の向上」についてですが、現行の施設整備計画に基づく八幡山水系と金井場水系について、令和3年度の現況と統合完了後の令和13年度を比較した結果、統合による既存水源の廃止等により、令和13年度には一部地域において自己水率の低下が懸念されます。

そのため、自己水率の低下を抑制するための新たな水源整備を検討する考えですが、現在のところ、このことによって、財政計画上の料金改定率（令和5年度に7%値上げ）には影響が出ないものと試算しています。